

令和6年度 STOP！冬季労働災害プロジェクト のお知らせ

積雪寒冷地である飛騨地域においては、12月～3月の冬季期間中、凍結等による転倒、雪下ろし作業時の墜落、自動車のスリップ等による交通事故、除雪作業に伴う重機災害、屋内でのヒーター等の使用による一酸化炭素中毒等、冬季特有の労働災害が発生しています。

このため、高山労働基準監督署では、これら冬季特有の労働災害の防止に向けて、令和6年12月1日から令和7年3月31日まで「令和6年度 STOP！冬季労働災害プロジェクト」を実施します。

管内の冬季労働災害を未然に防止するため、次の事項をはじめとする自社での取組内容を募集いたします。

- ア 積雪・地面の凍結等による転倒災害
- イ 屋根の雪下ろし時等における墜落・転落災害
- ウ 降雪・積雪による視界不良や、路面の凍結等による交通事故

応募いただいた内容については、説明会資料に掲載する等、管内の皆様へ周知させていただく場合がございます。

詳細は高山労働基準監督署 安全衛生課までお問い合わせください。(takayama-annei@mhlw.go.jp)

転倒災害を軽視していませんか？

～たった一度の転倒が寝たきりになることも～

「令和4年国民生活基礎調査（厚生労働省）」によると、高齢者の介護が必要となった主な原因のうち【骨折・転倒】が13.9%を占め、認知症、脳血管疾患（脳卒中）に続き3番目となっています。

また、施設の管理等に問題があることによって転倒災害が発生した場合、施設の管理者は民事責任を問われることもあります。

令和6年の労働災害発生状況について（10月末）

注1)カッコ内は死亡者数 注2)死傷者数は休業4日以上のもの 注3)新型コロナウイルス感染症除く

	令和6年		令和5年		令和4年 (参考)		対前年比 増減数、増減率	
	発生数	(死亡者数)	発生数	(死亡者数)	発生数	(死亡者数)	増減数	増減率
全産業	139	(2)	124	(1)	130	(1)	15	12.1%
製造業	30		39	(1)	25		-9	-23.1%
建設業	34	(2)	18		27	(1)	16	88.9%
運送業	5		4		9		1	25.0%
林業	10		8		13		2	25.0%
小売業	6		5		13		1	20.0%
社福祉	13		6		4		7	116.7%
旅館業	15		14		6		1	7.1%
その他	26		30		33		-4	-13.3%

石綿対策セミナーのお知らせ

【内容】

労働安全衛生法に基づく石綿規制について
解体工事における安全確保について
石綿含有産業廃棄物の処理について

日時:令和6年12月17日(火)

午後1時30分から午後4時まで

場所:高山市民文化会館 4 - 7大会議室

定員:80名

問合せ先:高山労働基準監督署 安全衛生課

(0577 - 32 - 1180)

詳細・申し込みは
こちらから

